

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 10 月前期

(No. 304)

発行年月日：2015 年 10 月 21 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、10 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 知識財産ポイントの付与及び使用に関する規定の制定案の行政予告 (2015. 10. 08.)

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、知的財産 PR に向け KTV と協力 (2015. 10. 01.)
- 2-2 特許庁長、第 55 回 WIPO 加盟国総会に出席 (2015. 10. 05.)
- 2-3 文化体育観光部、WIPO にマラケシュ条約の批准書を寄託 (2015. 10. 12.)
- 2-4 国家情報院、半導体・ディスプレイ技術の流出防止に取り組む (2015. 10. 13.)
- 2-5 韓国特許法院、国際特許法院コンファレンスを開催 (2015. 10. 14.)
- 2-6 中国進出企業向けの知財権訴訟保険が発売 (2015. 10. 15.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 ポスコ、新日鉄との特許争いに終止符 (2015. 10. 01.)
- 3-2 米 ITC 「サムスン・クアルコムは NVIDIA 特許侵害せず」 (2015. 10. 11.)
- 3-3 SK Telecom、バイバーとの特許侵害訴訟で勝訴 (2015. 10. 14)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 ASEAN の韓国への商標出願が増加傾向 (2015. 10. 01.)
- 4-2 ハングル文字の商標出願が増加傾向 (2015. 10. 07.)

#### その他一般

- 5-1 超高压直流送電に関する特許出願が急増 (2015. 10. 05.)
- 5-2 ビッグデータ技術の特許出願、中小企業が主導 (2015. 10. 06.)

- 5-3 電子タバコに関する特許出願が増加 (2015. 10. 12.)

## 法律、制度関連

### 1-1 知識財産ポイントの付与及び使用に関する規定の制定案の行政予告

韓国特許庁(2015. 10. 08.)

#### 1. 制定理由

「特許料等の徴収規則」第7条第9項及び同条第10項の規定に基づき、知識財産ポイントの付与及び使用に関する具体的な事項を定めなければならない。特許権者等は中小・中堅企業に無償で通常(専用)実施権を許諾又は無償で移転した場合、手数料納付時に使用できる知識財産ポイントを付与することで、特許無償開放を活性化するとともに中小・中堅企業の新製品開発及び競争力の向上させることを目的とする。

#### 2. 主な内容

##### イ. 案第1条～第3条

規定の目的、用語の定義、知識財産ポイントの付与対象及び要件の定義

##### ロ. 案第4条～第7条

知識財産ポイント付与のための具体的な要件、申請及び使用方法、誤・不正積立防止対策の明示

#### 3. 意見の提出

知識財産ポイントの付与及び使用に関する規定の制定案についてご意見のある団体及び個人は、2015年10月28日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：情報顧客政策課長)宛てに提出してください。告示制定案の全文は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))からご覧いただけます。

イ. 告示制定事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

#### ※宛先

○特許庁情報顧客政策課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟 1604 号

(郵便番号 : 35208)

電話番号 : (042) 481-5195、Fax : (042) 472-3460

電子メール : [my.han@korea.kr](mailto:my.han@korea.kr)

## 知識財産ポイントの付与及び使用に関する規定

[所官 : 情報顧客政策課]

制定 2015. 00. 00 特許庁告示 第 2015-00 号

第 1 条(目的) この告示は「特許料等の徴収規則」第 7 条第 9 項及び同条第 10 項の規定による知識財産ポイント (以下「知識財産ポイント」とする) の付与及び使用に関する具体的な事項を定めることを目的とする。

第 2 条(用語の定義) この告示で使用する用語の定義は次のとおりである。

- ① 「知識財産ポイント」は特許権者、実用新案権者又はデザイン権者はその特許権、実用新案権又はデザイン権に対し、小企業、中企業、又は大企業に無償で通常実施権又はデザイン権を移転した場合、その許諾した者又は移転した者に付与するポイントのことを言い、1 知識財産ポイントは 1 ウォンに相応する。
- ② 「特許路」は、特許庁が提供するオンライン特許出願のためのウェブサイトである。
- ③ 「小企業」、「中企業」とは、各々「中小企業基本法」第 2 条による小企業、中企業をいい、「中堅企業」とは「中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法」第 2 条による中堅企業をいう。

第 3 条(知識財産ポイントの付与対象) ① 特許庁長は、特許権者、実用新案権者又は出法院権者が次の各号のいずれかに当該する場合、知識財産ポイントを付与できる。

1. 小企業、中企業又は中堅企業に無償で特許権、実用新案権又はデザイン権の通常実施権又は専用実施権を許諾した場合 : 当該特許料、実用新案登録料又はデザイン登録料を納付した場合、この金額の 100 分の 50 に相当する知識財産ポイント
  2. 小企業、中企業又は中堅企業に無償で特許権、実用新案権又はデザイン権を移転した場合 : 移転を受けた者が当該特許料、実用新案登録料又はデザイン登録料を最初納付した場合、1 件当たり 30 万知識財産ポイント、実用新案及びデザイン各 5 万知識財産ポイント
- ② 第 1 項による特許権、実用新案権又はデザイン権が共有である場合、その持分に該当する分について知識財産ポイントを付与する。

第4条(知識財産ポイントの付与要件)①第3条第1項第1号及び第2号による知識財産ポイントを付与するためには次の各号の要件を満たさなければならない。

1. 特許権、実用新案権又はデザイン権に関し、無償通常実施権又は無償専用実施権を許諾又は無償移転するという内容が別表1が指定するウェブサイトに登録されていること。
2. 第3条第1項1号又は第3条第1項第2号による通常実施権者、専用実施権者又は移転を受けた者が小企業、中企業又は中堅企業に該当し、特許権者、実用新案権者又はデザイン権者と「国税基本法」第2条又は「法人税法」第52条による特殊関係人に該当しないこと。
3. 第3条第1項第1号による通常実施権者又は専用実施権者は「下請取引公正化に関する法律」第2条による下請事業者には該当しないこと。
4. 第3条第1項第1号による通常実施権又は専用実施権の実施期間は3年以上であり、知識財産ポイント付与対象の年度分に該当する全ての権利存続期間が実施権の実施期間に含まれること。
5. 第3条第1項第1号による通常実施権、専用実施権

②第3条第1項第1号による知識財産ポイントは「特許料等の徴収規則」第8条第6項、第8項又は第10項により加算された金額を除外した金額を基準に算定し、「特許料等の徴収規則」第7条による減免又は「特許料等の徴収規則」第8条第11項による差引がある場合、実際納付した金額を基準とする。

第5条(知識財産ポイント申請方法)①知識財産ポイントを受けようとする者は、別紙第1号の書式の申請書に第3条第1項第1号又は第3条第1項第2号による通常実施権者、専用実施権者又は移転を受けた者が小企業、中企業又は中堅企業に該当することを証明する書類を添付し、特許庁を通じて提出しなければならない。

②第3条第1項第1号による知識財産ポイントの付与申請は、付与対象年度分の特許料・登録料を納付した日から5年以内に申請できる。

③第3条第1項第2号による知識財産ポイントの付与申請は移転登録後、最初に到来する特許料又は登録料が納付された以降5年以内に申請できる。

④特許庁長は知識財産ポイント付与申請が第3条、第4条又は第5条第1項乃至第3項の要件を違反した場合、その理由を付け、差し戻ししなければならない。

第6条(知識財産ポイント使用方法)①付与された知識財産ポイントの有効期間は、積立てられた日から5年とする。

②特許庁長は、特許料、登録料及び手数料納付時に保有した知識財産ポイントを使用し、特許料、登録料及び手数料(国際出願料を除外する)の一部又は全部を納付することができるようにする。

第7条(知識財産ポイントの取戻し)①特許庁長は、次の各号のいずれかに該当すると推定される場合、付与した知識財産ポイントの2倍を取戻しできる。

1. 第3条第1項号による知識財産ポイントの付与後、権利者が契約期間内に通常実施権又は専用実施権の設定契約を解除又は契約条件を変更し、実施権者に不利益を与える場合

2. 第3条第1項第2号による知識財産ポイントの付与後3年以内に元権利者に再移転される場合

3. 知識財産ポイントの付与当時、第4条第1項第2号及び第4条第1項第3号の要件を違反した場合

②特許庁長は、次の各号のいずれかに該当すると推定される場合、付与した知識財産ポイントを取戻しできる。

1. 第3条第1項号による知識財産ポイントの付与後、実施権者が契約期間内に通常実施権又は専用実施権の設定契約を解除又は第3者に移転した場合。ただし、実施事業と同時に移転した場合は除外する。

2. 知識財産ポイントの付与後、第4条第1項第2号及び第4条第1項第3号の要件を違反した場合。

3. 誤って付与された知識財産ポイント

③特許庁長は、第1項又は第2項による知識財産ポイントの取戻し事由が発生する際、その事由及び取戻し金額を通知しなければならず、知識財産ポイントの付与要件を確認するために関連証明書類の提出を要請することができる。

④第1項又は第2項に基づき取戻しする知識財産ポイントが足りない場合、事後、知識財産ポイント積立て事由の発生時に、不足分を差し引いて積み立てることができる。

第8条(再検討期限)特許庁長は、この告示について、2016年1月1日を基準に3年毎に(毎3年目の12月31日までをいう)その妥当性を検討し、改善等の措置をしなければならない。

## 附則

①この告示は、2015年11月1日から施行する。

②この告示施行前、「創造経済民官協議会等の設置及び運営に関する規定」第20条により指定された創造経済革新センターを通じて特許権者、実用新案権者又はデザイン権者がその特許権、実用新案権又はデザイン権について、小企業、中企業又は中堅企業に無償で通常実施権又は専用実施権を許諾又は無償でその特許権、実用新案権又はデザイン権を移転した場合、この告示に基づき知識財産ポイントを申請できる。

[別表 1] 無償開放される特許情報等を登録するインターネットウェブサイト

1. 「発明振興法」第 52 条による韓国発明振興会が運営する韓国知識財産取引情報システム (<http://www.ipmarket.or.kr/>)
2. 「創造経済民官協議会等の設置及び運営に関する規定(大統領令)」第 20 条により指定された創造経済革新センター (<http://ccei.creativekorea.or.kr/>)

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、知的財産 PR に向け KTV と協力

韓国特許庁(2015. 10. 01.)

特許庁と韓国政策放送院\*KTV は、創造経済の根幹となる知的財産の PR に向け協力することで合意した。

\* KTV 国民放送：文化体育観光部所属のケーブル放送

特許庁と KTV は、国民の知的財産に対する認識向上を通じて国家競争力を強化させるため、業務協定を締結したと 1 日発表した。今回の協定により、両機関は知的財産関連プログラムの企画・制作や放送資源の交流・支援に向け、相互協力することになる。

特許庁は報道資料や特許公報、知的財産の国内外動向等、特許関連の放送素材を KTV に提供し、KTV は、放送チャンネルや多様な広報媒体を通じて国民に知財関連情報を広く発信するという内容である。

特許庁のチョン・ヨンウ代弁人は「創造経済では、国民の知的財産に関連する能力が国家競争力の源となる。今回の協定をきっかけに、国民の知財に対する認識やアクセスを改善し、世界 4 大知財大国に見合う存在感を高めていく方針だ」と述べた。

KTV のキム・サンシル企画編成部長は「同協定により、KTV はより充実した知財ニュースや多様なコンテンツを発信することができるようになった。今後、政府 3.0、創造経済の根幹となる特許や発明に関する国民の関心が高まるよう努力するつもりだ」と述べた。

10月5日(月)からスイス ジュネーブで開催中の第55回世界知的所有権機関(WIPO ; World Intellectual Property Organization)加盟国総会(10月5日~10月14日)に出席したチェ・ドンギョ特許庁長は、創造経済革新センターの設立による創造経済の主な成果について発表し、知的財産サービスの強化に向けた国際協力の方向を示した。

チェ庁長はWIPO総会の初日(10月5日)に代表演説を行い、17カ所の創造経済革新センターの構築による地域創業ハブの構築や、発明の商業化の活性化に向けた知財権価値評価の強化等、創造経済の主な成果について発表した。また、クリエイティブなアイデアが特許につながるよう、発明者が特許を出願する上で妨げとなる形式要件を簡素化する等、最近改正された特許法の内容を紹介し、加盟国の関心を集めた。

さらに、WIPOには知的財産権専門機関としてグローバル知的財産サービスの強化に向けて努力することを呼びかけるとともに、知財分野の開発格差(IP-Divide)を解消するための加盟国間での協力を促した。

チェ庁長は、総会期間中にWIPOのフランシス・ガリ事務総長を始め、米国や日本、英国等、世界主要国の特許庁長と相次いでと会談を行い、知財権の主要懸案について国際協力策を議論する予定だ。

また、コロンビアとの間で特許審査ハイウェイ(PPH ; Patent Prosecution Highway)<sup>1</sup>の施行及び特許公報データの交換に関する了解覚書を締結する等、新興国・途上国との協力も拡大する計画だ。

特許庁のイム・ヒョンソク多者機構チーム長は「世界188カ国の知財権トップらが出席するWIPO総会を通じて知的財産先導国としての韓国の存在感を高めるとともに、海外における韓国企業の競争力を高められる知財権グローバルスタンダード作りに貢献できると思う」と述べた。

---

<sup>1</sup> 特許審査ハイウェイ(PPH)は、両国に出願された同一の発明に対し、第1庁(先行庁)で特許可能と判断されれば、出願人の申請により、第2庁(後続庁)において優先審査が受けられるようにする制度だ。同制度を活用すれば、早期権利化可能になるだけでなく、両国の特許庁がお互いの意見を共有することができるため、特許審査業務の重複を減らすことができる。



## 2-3 文化体育観光部、WIPO にマラケシュ条約の批准書を寄託

文化体育観光部(2015. 10. 12.)

文化体育観光部(以下「文体部」)は10月8日(木)、スイス ジュネーブにある世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization, WIPO)\*本部にて開かれる「第55回世界知的所有権加盟国総会(10月5日～10月14日)」で、視覚障害者のための著作権制限と例外に関する国際条約である「盲人、視覚障害者及び読字障害者の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約」(Marrakesh Treaty to Facilitate Access to published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled、以下マラケシュ条約)の批准書をWIPOに寄託すると発表した。

\* WIPO: スイス ジュネーブに所在する国連専門機関として、知的財産権の国際標準の整備や知財権の新たな国際ルール作りを主導、加盟国は188カ国

マラケシュ条約とは、視覚障害者が著作権法の制限を受けずに、著作物を円滑に利用できるようにすることで、視覚障害者の情報アクセスを増進させる初の国際条約である。同条約によると、権限を与えられた機関は権利者の承諾を得なくても言文著作物を視覚障害者のための代替資料形式に複製し、国内の視覚障害者に配布することができる。また、合法的に制作された代替資料を他国の機関や視覚障害者に配布することもできる。

2009年からWIPOで本格的に議論されてきた同条約は、2013年6月に条約文が採択され、韓国は2014年6月26日に署名した。今のところ、アルヘンティナやインド等、10カ国が同条約を批准しており、韓国は11番目の批准となる。マラケシュ条約は、20カ国が批准・加盟した日から3カ月後に発効するため、韓国は発行国の地位を確保できるようになる。

同条約の批准書は、文体部のユン・テヨン文化コンテンツ産業室長がフランスス ガリ WIPO 事務総長に直接寄託する予定だ。著作権を管轄する文体部が批准書を直接寄託することは、著作権の保護と制限のバランスによる視覚障害者の権利増進に大きな意味を付与していることを示す。

一方、ユン・テヨン文化コンテンツ産業室長は、同日開かれる「世界知的所有権機関信託基金支援事業10周年記念討論会」に出席し、基調演説を行う計画だ。同討論会は、韓国政府が世界知的所有権機関に信託基金を拠出して支援した対象国の代表を招き、過去10年間の事業の成果や今後のビジョン等を共有する場として文体部とWIPOが共同主催したものだ。特に、今回は188の全加盟国が参加するWIPO総会のサイドイベントとし



て開催され、事務総長が出席する等、WIPO から大きな関心と支援が寄せられている。

ユン室長は「今回の世界的著作権加盟国総会は、韓国の著作権制度だけでなく、著作権保護に向けた努力も世界的な水準にあることを改めて世界にアピールすることで、国際的ステータスを高めるきっかけとなると思われる」とし「今後も引き続き、国際著作権ルール作りや著作権の保護に向けた努力を強化していく方針だ」と述べた。

## 2-4 国家情報院、半導体・ディスプレイ技術の流出防止に取り組む

電子新聞(2015.10.13.)

海外企業に技術が流出しても、過度な訴訟費用と時間への負担から積極的に対応できない中小企業を支援するため、国家情報院(以下「国情院」)産業機密保護センターが企業・市場状況の調査に動き出した。技術流出を速やかに把握し、主要技術を保護するのが目的である。最近中国が半導体・ディスプレイ産業の育成に取り組んでおり、国内の関連部品・装備技術が持ち出されていることを受け、新たな流出を防ぐという狙いがあるものと見られる。

国情院産業機密保護センターは、国内半導体・ディスプレイ分野の部品・装備メーカーを訪問し、企業と市場状況の調査を始めた。技術流出問題の発生有無や管理実態を調べるとともに、問題発生時には産業機密保護センターを積極活用することを勧めるためである。国情院が直接企業を訪問し、現況を把握するのは異例のことだ。

業界によると、最近ディスプレイ分野を中心に中国に主要技術を持ち出すケースが多数発生している。規模の小さい零細な部品企業が関連技術を中国に流出させ、会社が存亡の危機にさらされる等、困っている中小企業が多いことが明らかになった。

国情院産業機密保護センターは、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」に基づき、国家中核技術に指定された産業技術が海外へと流出することを防止する。国家中核技術には、40 ナノ級以下 DRAM 関連技術、30 ナノ級以下 NAND 型フラッシュ関連技術、第 8 世代級以上 LCD(液晶)パネル技術、30 ナノ級以下ファウンドリ技術、能動型有機発光ダイオード 176(AM OLED)パネル技術、モバイルアプリケーションプロセッサ(AP)技術等は電気電子分野等がある。

韓国政府と企業は、特に OLED 技術の流出について懸念している。中国企業の LCD 生産技術力が相当なレベルに上がった上、OLED 需要の拡大を受け、直接生産の準備を加速化

しているからだ。OLED 技術の難易度が高いために、韓国がディスプレイ競争力を維持するには OLED 技術のセキュリティを強化することが重要だという判断から、国内のディスプレイ装備メーカーも中国輸出に制約を受けている。

メモリ半導体も状況は同じだ。メモリ半導体の国産化を進める中国は、素子・設計・生産等の関連技術を猛烈な勢いで確保しており、専門人材や技術を守ることが重要となった。台湾では、現地のメモリメーカー、イノテラとナンヤテクノロジーのチャールズ会長が中国のチンファ・ユニグループ (Tsinghua Unigroup) に移るという噂が出回る等、人材と技術が中国に流れ出る様子が見られる。

産業機密保護センターはまず、主な半導体・ディスプレイ装備メーカーが保有している技術や人材の状況を把握する予定だ。技術流出が見つければ、センターに通報するよう呼びかけた。また同センターは、技術流出の通報が寄せられた際、検察と連携して捜査できる体制も整えた。

また国情院は、中国現地の企業に部品や装備を輸出したいが、技術流出への懸念から積極的に事業を進められない状況についても調べる。グローバル装備・部品企業が中国に製品を販売しているだけに、国内市場に影響力の小さい技術を中心に、中国輸出問題への対応ができると見られる。

ある関係者は「表に現れてはいないが、中小部品・装備企業のうち、主要技術の中国流出で困っている企業が多い」とし、今回の国情院の動きについて「中小企業が個別に対応するより、産業機密保護センターが捜査した方が迅速で効率的という認識から、保護すべき技術を守りつつ、徹底した輸出対策を講じる等、市場環境の変化に対応するための措置だと思う」と説明した。

ペ・オクジン記者 withok@etnews.com

## 2-5 韓国特許法院、国際特許法院コンファレンスを開催

電子新聞(2015.10.14.)

世界主要国の特許法院の判事や特許専門家が一堂に会し、特許法院の発展方向について議論する「2015 国際特許法院カンファレンス」が今月 14 日、大田西区の特許法院大会議室にて開かれた。

特許法院側は「世界主要国の特許法院から関係者が集まって、特許法院間の協力を強化し、ビジョンを共有するため、本コンファレンスを開催した」と述べた。

同コンファレンスには、カン・ヨンホ特許法院長とビアーテ・シュミット (Beate Schmidt) ドイツ連邦特許法院長、ルベン・カスティリオ (Ruben Castillo) 米国イリノイ州北部連邦地方法法院長、設楽 隆一日本知的財産高等裁判長、中国光州知識財産権法院の判事等、世界各国の特許法院から主要要人がパネルとして出席した。

この日、「特許事件における調和と協力」をテーマにした法院長セッションにおいて、各国の特許訴訟関連情報を共有する必要性が確認された。

カン・ヨンホ特許法院長は「各国の特許出願は多いが、特許訴訟制度は異なるのが現状だ」とし、「重複を防止し業務量を減らすためにも、特許訴訟結果をお互いに共有しなければならない」と述べた。

ヤン・ソヨン記者      syyang@etnews.com

## 2-6 中国進出企業向けの知財権訴訟保険が発売

韓国特許庁(2015. 10. 15.)

特許庁は韓-中 FTA 時代を迎え、中国市場に進出する中小企業向けの知財権訴訟保険団体を新たに発売し、加入への支援を本格化すると 15 日発表した。

今回発売された商品は、中国で発生する知財権民事及び刑事訴訟にかかる法律費用を補償する商品で、団体加入型として設計された。これは、個別企業が加入するより保険料が安く、別途の保険料算定なしで迅速に加入できるのが特徴である。

保険加入対象は「知財権を保有する売上額 500 億以下の中小企業」で、総保険料は 5 百万ウォン定額、保障限度は最大 5 千万ウォンとなる。

特許庁は 2010 年から知財権訴訟保険を導入し、一般保険及び少額保険商品を扱っている。一般保険は全世界、少額保険はアジア (中国除外) 及びオセアニア地域を保障地域としているのに対し、今回発売された商品は「中国」を集中保障地域としており、中国市場に進出しようとする中小企業向けの商品といえる。

今年の試験販売と通じて、企業の団体保険への需要を発掘するとともに意見を収集して改善案を講ずる等、今後支援を強化していく方針だ。

ナム・ヨンテク産業財産保護支援局長は「新たな団体保険を通じて、最近急増している中国市場での財権争いに韓国企業が予め対応できることを期待する」とし、「今後も引き続き、知財権保護による創造経済の実現に向け、海外知財権紛争の予防支援策を講じていく計画だ」と述べた。

知財権訴訟保険への加入に関する詳しい内容は、韓国知識財産保護協会 (02-2123-5890 ~1、jhkim@kipra.or.kr)にてお問い合わせできる。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 ポスコ、新日鉄との特許争いに終止符

デジタルタイムズ(2015.10.01.)

韓国の鉄鋼大手ポスコは新日鉄住金に 2990 億ウォンを支払い、4 年間続けてきた法的紛争に終止符を打った。

ポスコは先月 30 日の公示で、新日本製鉄(当時)がポスコを相手取って東京地方裁判所に起こした特許侵害損害賠償訴訟は原告、新日本製鉄の取下げにより、終結したと発表した。

新日本製鉄は 2012 年 4 月、ポスコが「方向性電磁鋼板」の製造技術を新日鉄の元従業員を通じて持ち出したと主張し、訴訟を起こした。同社は、方向性電磁鋼板を北米市場に供給し収益を上げてきたが、ポスコが同市場に入り込んで北米等の海外市場で販売を開始し、両社の特許紛争が起きた。当時、新日鉄がポスコに要求した損害賠償金額は 986 億円だった。ポスコは、米国特許庁と韓国特許庁に当該特許無効審判訴訟を提起し、新日鉄もこれに対応し、韓国裁判所でも争いとなった。

ポスコの関係者は「今後、新日鉄との協力関係を持続しなければならないという認識があり、大局的観点から訴訟を終結することで合意した」とし「米国と韓国での訴訟も

全て終結した」と述べた。また「3,000 千億ウォンに達する費用が損失として計上されるわけだが、新日鉄が最初に求めた賠償額をはるかに下回る金額で和解した点や、訴訟関連リスクを解消して新日鉄住金との協力関係を強化できるようにした点等は、評価できる」と説明した。

ソ・ジョンゲン記者 antilaw@ dt. co. kr

### 3-2 米 ITC 「サムスン・クアルコムは NVIDIA 特許侵害せず」

電子新聞(2015. 10. 11.)

サムスン電子とクアルコムは、NVIDIA 特許を侵害していないとの1次判定が出された。これにより、米国内の Galaxy Note Edge/Note 4/S5 等、サムスン電子製品の販売禁止措置が下される可能性は下がった。



米国の国際貿易委員会 (US ITC) は、米グラフィック技術会社 NVIDIA がサムスン電子とクアルコムを相手取って起こした訴訟において、原告の請求を棄却したと 11 日に発表した。

ITC のペンダー判事は、提訴対象となった NVIDIA の特許 3 件のいずれも米国の 1930 年関税法第 337 節を違反しないと決定文を US ITC のホームページに公開した。関税法第 337 節、特許・商標侵害等、不公正行為がある商品が米国に輸入され、これに関連する産業が米国内に存在する場合、当該商品の輸入と米国内販売を禁止できるようにした法令である。ペンダー判事は、問題となった特許 3 件のうち 2 件に対し、これらを利用した米国内産業が存在しないと判定した。また、1 件については先行特許と重なるとの理由で特許が有効でないとの判断を下した。

NVIDIA は「これは ITC 法的手続きの一部に過ぎない。この事件を US ITC 全体会議で審議するよう求めるつもりだ」と述べた。

サムスン電子とクアルコムは、今回の判定についてまだ立場をばっきり示していない。

チョンジョン now21@etnews.com

### 3-3 SK Telecom、バイバーとの特許侵害訴訟で勝訴

電子新聞(2015.10.14.)

ソウル高等地方法院民事 4 部は、SK Telecom がイスラエルのモバイルメッセンジャー、「バイバー」を相手取って提起した特許権侵害禁止訴訟の控訴審において、1 審と同様 SK Telecom の勝訴判決を下したと 14 日に発表した。

問題となった特許技術は、モバイルメッセンジャーアプリをダウンロードする際、すでに携帯電話に保存されている住所録の情報を呼び込み、アプリで使用できる新たな住所録に再編成する技術だ。住所録に含まれている様々な情報の中で必要な情報のみ取り込み、再架空する形だ。

SK Telecom は 2006 年同特許を出願した。バイバーが自社の特許技術を無断で利用してサービスを提供しているとして訴訟を起こしたのは 2013 年である。

控訴審裁判部は、両社の住所録再編成の方式が類似していることから、バイバーが SK Telecom の特許権を侵害したと判断した。

バイバーは、控訴し「住所録再編成の方法を実際に使用するのはスマートフォンのユーザーであるため、バイバーがこれを侵害したとは思わない」等と主張したが、受け入れられなかった。

裁判部は「被告がスマートフォンのユーザーを道具のように利用し、実質的に発明の構成要素の全部を実行したものとみなすのが妥当だ」と述べた。

ヤン・ソヨン記者 syyang@etnews.com

## デザイン (意匠)、商標動向

### 4-1 ASEAN の韓国への商標出願が増加傾向

韓国特許庁(2015. 10. 1)

2007 年の韓国と ASEAN\*との FTA 締結以降、ASEAN との貿易が急速に増えている中、ASEAN 諸国の韓国への商標出願も着実に増加していることが分かった。

\*ASEAN(東南アジア諸国連合)：シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア(全 10 カ国)

特許庁によると、韓-ASEAN 間の FTA 締結後 ASEAN 諸国による韓国への商標出願は計 3,287 であり、2007 年に 321 件だったのが 2014 年には 456 件となり、約 140%増加した。

国別に見ると、▲シンガポールが計 1661 件を出願し、全体の半分以上(51%)を占めており。次いで▲タイが 611 件(19%)、▲マレーシアが 547 件(17%)▲インドネシアが 262 件(8%)を出願した。一方、ASEAN 加盟国の中でラオスは、一件も出願しなかったことが分かった。

商品別に見ると、▲コーヒー、茶、果物類等の食品類(560 件)が全体の 17%と最多で、次いで生活・家電製品類(5.7%)、▲化粧品類(5.4%)、衣類・靴類(5.2%)の順となっており、生活用品やファッション用品よりは食品類で多くの商標が出願されていた。また、サービス業では卸・小売(7.9%)と飲食・宿泊業(6.1%)からの出願が多いことが分かった。

各国から多く出願されている食品類を除き、国別に出願される商品の特徴を見ると、▲シンガポールは生活・家電製品、▲タイは飲料、▲インドネシアは紙製品、▲マレーシア、フィリピン、ベトナムは化粧品類における出願が目立っている。

ASEAN は加盟国 10 カ国・人口 6 億の巨大市場で、同地域の経済成長や韓流文化コンテンツ等の影響により貿易が急増しているが、加盟国のほとんどはまだ経済発展段階にあり、シンガポールを除いては韓国への商標出願もあまり進んでいないということだ。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「中国の成長鈍化が予想される上、韓-ベトナムの FTA 締結\*等、ASEAN が中国に代わる地域として浮上していることから、韓国企業の ASEAN 進出や ASEAN 諸国の韓国進出に向けた商標出願も着実に増えていくと見られる」と述べた。



\*韓-ベトナム FTA 正式署名 (2015. 5. 5) → 下半期 国会批准同意予定

また、「中国のように ASEAN 諸国においても、韓国商品を真似した偽物による韓国企業の知財権被害が懸念されるため、この地域への進出を計画している企業は技術分野だけでなく、商品ブランド管理にも力を入れなければならない」とアドバイスした。

## 4-2 ハングル文字の商標出願が増加傾向

韓国特許庁 (2015. 10. 7)

特許庁がハンゲルの日を前に行った調査によると、過去 6 年間国内に出願された文字商標の中でハンゲル文字商標の占める割合は次第に増加している。

文字商標に占めるハンゲル文字商標の割合は、2010 年の 29.0% から 2011 年 30.0%、2012 年 30.5%、2013 年 31.4%、2014 年 34.1%、2015 年 (上半期) 34.2% へと、持続的に増加している。

このようにハンゲル商標の割合が増加傾向にあるのは、社会全般において外国語が濫用されている中でも、商標分野ではハンゲルへの関心が次第に高まり、その重要性が認識されていることをうかがわせる、ポジティブな現象と言える。

しかし、過去 10 年間出願された文字商標全体を見ると、ハンゲル商標の割合は 30.5% (294, 156 件) と英文字等、ローマ字で表記された商標 (以下ローマ字商標) の 50.3% (484, 990 件) を下回っており、表彰としてはまだハンゲル商標よりローマ字商標の方が好まれることが分かった。

これは、韓国に英語を始めとする外国語の普及が進むことにより、消費者に与えるローマ字商標の影響力が拡大するためと思われる。

過去 10 年間出願されたハンゲル商標を商品・サービス別に見ると、外食産業/宿泊業が 33, 166 件 (11.3%) と最多で、次いで広告業/企業管理業/卸小売が 29, 191 件 (9.9%)、コーヒー/茶/米/穀物加工品が 20, 981 件 (7.1%) となっており、主に飲食業界、広告業界、流通業界でハンゲルを表彰に活用する傾向が見られた。

出願人別に見ると個人出願の場合、ハンゲル商標が 144, 425 件 (41.7%) とローマ字商標 117, 694 件 (34.0%) を上回るのに対し、法人出願ではハンゲル商標 149, 648 件 (30.2%)、

ローマ字商標 252,754 件とローマ字商標の方が多く出願された。

特に、法人出願においてローマ字商標の割合が高いのは、グローバル時代を背景に海外進出する企業が増えており、韓国企業のブランドに対する外国消費者の認知度を上げる戦略のためだとみられる。

韓国人による出願では、ハングル出願が 283,749 件 (38.7%)、ローマ字商標が 281,945 件 (38.5%) と、ハングル商標とローマ字商標の割合がほぼ同じ水準になっているが、これは韓国人であっても韓国社会におけるローマ字商標の影響力は無視できないためだと考えられる。

外国人による出願に占めるハングル商標の割合は 4.5% と非常に少なくなっているが、過去 6 年間を見ると、少しずつ増加している。2010 年に 4.4% だったのが 2011 年 4.6%、2012 年 4.9%、2013 年 4.7%、2015 年 (上半期) 4.9% と増えた。

これは、外国人が韓国でビジネスを行う上で、韓国消費者にブランドを知ってもらうことが重要であり、ハングル商標の必要性に対する認識が外国人の間で広がっているためとみられる。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「ハングルの優秀性にもかかわらず、国内商標出願に占めるハングル商標の割合はあまり大きくないのが現状だ」とし、「おしゃれでありながらも、呼びやすく身近に感じられるハングル商標を持続的に開発・使用する等、着実な商標管理を行うことで商品の認知度や商標価値を高めるとともに、先祖の遺産であるハングルの保存・活用する努力が求められる」と述べた。

## その他一般

### 5-1 超高压直流送電に関する特許出願が急増

韓国特許庁 (2015. 10. 05.)

電力用半導体を利用し、交流 (AC) を直流 (DC) に変え送電する次世代電力転送技術である超高压直流送電 (High Voltage Direct Current) システムに関する特許出願が大幅に増加している。

超高压直流送電は、海底ケーブル送電、大容量長距離送電、周波数が異なる交流系通間連携等活用できる分野が広く、交流送電に比べ電力損失が少ないため効率的で経済的である。また、環境にやさしい建設が可能という特徴もある。

特許庁によると、「超高压直流送電」に関する特許出願は、2010年の33件から2014年の96件へと、ここ5年間年平均30.6%の高い増加率となっており、特に外国企業によって主導されていた特許出願が2012年からは国内の大企業を中心に急激に増えてきた。

これは2012年のブラックアウト(大停電)をきっかけに国内で節電設備への関心が高まり、交流送電より効率のいい直流送電の経済的効果が評価されたためと考えられる。また、大企業が中心となったのは超高压直流送電への進入障壁が高く、個人や中小企業による技術開発は難しいためとみられる。

出願動向を細部技術別に見ると、超高压直流送電の中核要素である変圧器やコンバーター等の返還設備に関する出願が256件と全体の83.1%を占めており、電線や碍子等の送電線路に関する出願は20件(6.5%)と相対的に低かった。

世界的な経済成長に伴い増加する電力需要に加え、超高压送電網の拡充及び設備容量増大に伴い、高压送配電への需要は大幅に増加し、2020年になると市場規模は約2,042億ドルに達すると見込まれている。

特に、欧州と北海沿岸国が一つの電力網で結ばれる「スーパーグリッド\*プロジェクト」の本格化や、中国・インド・アフリカ等、資源大国の電力産業インフラ投資の拡大から、超高压直流送電の市場規模は着実に成長する見通しだ。

\* 国家間・地域間の系通連携によりピーク時に電力を融通する電力スワッピング

韓国内では、済州島地域の安定的な電力供給に向け、海南-済州及び珍島-済州間で超高压直流送電2回線を運営している。2022年まで3カ所に新たな回線を建設・運営することで、超高压直流送電の運転条件及び最適の運営技術を確保し、海外進出の基盤を整えることができるものと思われる。

特許庁の関係者は「超高压直流送電分野は、電力需要の増加に伴い今後高い成長が見込まれる一方で、海外の先発企業との特許争いの可能性も高く、これに予め準備しなければならない」と述べた。また「韓国企業が出願した優秀発明を基に電力設備の国産化を成功させれば、国内だけでなくグローバル市場の電力事業にも参加でき、高付加価値の新たなブルー・オーシャンを創出できるようになる」と期待感を示した。

## 5-2 ビッグデータ技術の特許出願、中小企業が主導

韓国特許庁(2015.10.06.)

つい最近までマーズ(中東呼吸器症候群)に関する記事がほぼ毎日のように掲載され、人々の関心を集めた。数々のブログやインターネット検索語を基に分析した結果、当時最も大きな関心を集めた言葉は「病院」と「公開」だった。これは、ビッグデータを活用した一つの例であり、最近ではグーグルで提供されるインフルエンザ予報システムのように特定の事案に対する予測もできる等、ビッグデータの活用範囲が急速に拡大している。

ビッグデータ技術は、膨大な量のデータを収集し、意味のある結果を導き出すデータ技術のことを言う。政治、経済等、社会全般から収集された膨大な量のデータを利用し、特定の懸案を分析することで、正しい意思決定を行う上で大きく役立つことのできる未来志向の技術である。

ガートナー(IT分野の調査会社)が2014年世界の302企業を対象に実施した調査によると、回答した企業全体の73%が今後2年以内にビッグデータ関連投資を増やすと応えた。また、2014年時点の世界10大ビッグデータスタートアップ企業の投資金額は12億5千7百万ドル(確保された投資金を基準)と、ビッグデータ関連市場規模は次第に拡大することが予想される。

国内のビッグデータ市場規模は2015年に2億6千3百万ドルに達すると見込まれる一方で、部門別に見ると、2015年時点ではソフトウェア及びサービス部門の割合が市場の対部分を占めると予想される。ビッグデータ関連会社は、主にオープンソースを活用して新たな製品やサービスを提供する傾向があり、このため国内市場では、サービス部門に偏る現象が見られる。

これを反映するかのように、ビッグデータに関する国内特許出願の相当部分がサービス部門に関する出願であり、その中でも中小企業による出願の増加が目立っている。

ビッグデータに関する出願現況を年度別に見ると、2011年3件、2012年4件、2013年266件、2014年298件、2015年の上半期150件と、着実に増加していることが分かる。

出願主体別に見ると、大企業の出願が255件、中小企業の出願が518件と、中小企業

の割合が全体の 67.0%に達している。

一方、ここ 5 年間のビッグデータに関する中小企業の出願のうち、サービス部門の割合は 72.8%(377 件)を占めている。2015 年上半期にはビッグデータ関連出願全体(150 件)に占める割合が 68%(102 件)に達する等、中小企業のサービス部門出願は大幅に増えている。

このような結果が出たのは、市場の変化に合わせた速やかな意思決定や早期対応ができる中小企業のメリットが働いたためだと考えられる。また、ビッグデータ応用サービス技術は、資金力よりは創意工夫が求められる中小企業に適合した分野という認識があり、これが中小企業の出願増加につながっていると思われる。

特許庁の関係者によると、「ビッグデータサービス関連技術で成功するチャンスは誰にもある」としながらも「無分別なデータ収集によりプライバシー侵害が生じないよう、他の IT 技術よりもさらに情報保護を徹底しなければならない」と述べた。

### 5-3 電子タバコに関する特許出願が増加

韓国特許庁(2015.10.12.)

タバコ価格の引き上げや禁煙エリアの拡大等から、紙巻きタバコの代替品として電子タバコが注目を集めている。電子タバコの世界市場規模は、売上額ベースで 2008 年 2 千万ドルだったが 2013 年には 17 億ドルまで拡大した。こうした中、最近韓国の電子タバコ輸入量も急増しており、2012 年 21 トンに止まっていたのが 2014 年には 204 トンまで増えた。

このような市場の変化を受け、最近電子タバコに係る技術の開発や特許出願が活発に行われている。特許庁によると、2005 年から 2014 年までの 10 年間、電子タバコに関する特許出願件数は計 381 件だった。2005 年～2008 年の間、1 件～6 件に過ぎなかったのがここ 3 年(2012 年～2014 年)で平均件数 68 件と、急激に増加した。

電子タバコに関する特許出願の分布を見ると、韓国人個人が 56%と最多で、韓国企業(29%)、外国企業(12%)、外国人個人(3%)が後を継いでおり、大学は 1 件に止まっている。

特許出願された技術を具体的に見ると、電子タバコの中核技術である霧化器\*及びカ

カートリッジに係る技術がそれぞれ 17%と 16%と最多となり、外観を利用した応用技術が 12%、部品の修理及び交替のための組立技術が 9%、用液流出防止技術が 8%、バッテリー充電及びディスプレイ技術がそれぞれ 7%、外部機器との通信及び吸入空気量の調整技術がそれぞれ 6%、保護ケース及び電力調整技術がそれぞれ 5%と後を継いだ。

\* 霧化器：液状を気体に気化させる装置

2008 年までは、電子タバコの霧化器やカートリッジ等を中心に特許出願されたが、2009 年以降は部品の組み立てや電力の調整、空気量の調整、ディスプレイ、バッテリーの充電、保護ケース等、多様な技術が電子タバコに応用され、出願されている。

最近特許出願が増加した技術分野は、電子タバコの外観を保護する保護ケースに関するもので、これに関わる技術は 2009 年 4 件が出願されたのを始めに次第に増加し、2014 年には 11 件が出願された。この他にもディスプレイや空気吸入量の調節、電力調節、部品組み立てに係る特許出願が着実に増えている。

特許庁の関係者は「近年、電子タバコの市場規模が急拡大しており、特に最近に入って健康情報提供機能や通信機能等の多様なスマート機能を加えた技術の開発が進んでいる」と説明した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム